

1、概要

税務上の交際費から除かれる一人当たり5,000円以下の接待飲食費について、税抜経理を採用している事業者は10月1日以降、5,000円基準の判定に一層の注意を要します。

※税込経理を採用している事業者は、従来の対応と変更ありません。

○インボイス発行事業者である飲食店で飲食等を行った場合

対応は従来と変わらない。領収書をもとに税抜金額を参加人数で除して5,000円の判定を行います。

○インボイス発行事業者ではない飲食店で飲食等を行った場合

支払金額に消費税はないものとされるため、領収書に消費税額が記載されていたとしても、原則は、消費税額を本体価格に含めたうえで総額を参加人数で除して5,000円の判定を行います。

〔例〕R5/10/1に5人で飲食



領収書
飲食代 27,500円

↑インボイスではない

$27,500円 \div 5人 = 5,500円$

① 税込相当額	5,500円
② 税抜相当額	5,000円
③ 消費税相当額	500円
④ ③のうち控除対象外	100円
⑤ 計上額 (②+④)	5,100円

この金額で5,000円基準を判定

●判定結果

一人当たり5,000円を超えるため、飲食代27,500円を交際費等の額に含める

2、インボイス制度開始後の5,000円基準のボーダー

令和5年10月1日以降に、インボイス発行事業者ではない飲食店で店内飲食（適用税率10%）を行った場合の5,000円基準の判定のボーダーは【表】のとおりです。

①令和5年10月1日から3年間

(仕入税額相当額の20%を対価の額に含める)

一人当たり「**税抜4,902円（税込5,393円）**」

②令和8年10月1日から3年間

(仕入税額相当額の50%を対価の額に含める)

一人当たり「**税抜4,762円（税込5,239円）**」

③令和11年10月1日以降(経過措置終了後)

一人当たり「**税抜4,545円（税込5,000円）**」

	①	②	③
【表】	令和5年10/1 ～ 令和8年9/30	令和8年10/1 ～ 令和11年9/30	令和11年10/1 以降
税込	5,393	5,239	5,000
税抜	4,902	4,762	4,545